苓北町における地域再エネ目標及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

の策定支援業務委託

仕様書

１．委託業務名

苓北町における地域再エネ目標及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定支援業務委託

２．業務の目的

苓北町では2023年11月に「苓北町脱炭素宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言した。

本事業は、区域内の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の導入及び温室効果ガス削減のための取組に資する地域の自然的・経済的・社会的条件に関する基礎情報の収集及び現状分析を行い、2030 年及び2050年の温室効果ガス排出量の削減量や再エネの導入量を将来推計し、脱炭素シナリオ等を策定するとともに、再エネ導入目標を策定する。また、これらを実現するために必要な政策及び指標の検討を行うことを目的とする。

なお、本町では、2023年4月に「苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という）を策定していることから、本業務の内容を反映した「区域施策編」の案を策定する。

３．業務内容

　委託する業務は、下記（１）～（７）のとおり。

（１）基礎情報の収集及び現状分析

本町所有の資料や統計資料等をもとに、地球温暖化対策に係る自然的・経済的・社会的条件を収集・分析するとともに、関連計画や国・県の動向など、戦略に反映すべき関連行政計画や資料を整理する。

また、本町における再エネ導入実績を整理し、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を用いて、再エネ導入可能性を分析する。

なお、過去に設置した本町での再エネ設備は以下のとおり。苓北町役場【太陽光発電：10.9kwh、蓄電池：16.2kwh】、坂瀬川小学校【太陽光発電：30kwh】、志岐小学校【太陽光発電：30kwh】、富岡小学校【太陽光発電：46kwh】、都呂々小学校【太陽光発電：30kwh】、坂瀬川公民館【太陽光発電：20kwh】、苓北中学校【太陽光発電：60kwh】、旧都呂々中学校【太陽光発電：20kwh】

（２）温室効果ガス排出量の現状推計及び将来推計

（１）の分析結果を基に、温室効果ガス排出量（部門別）並びに吸収量及びエネルギー消費量並びに削減量を推計し、現状すう勢（BAU：Business As Usual）ケース及び削減対策ケースにおける将来推計を行う。将来推計については、2030年及び2050年を設定し、部門ごとの推計、対策効果検討を行う。削減対策は複数のパターンを想定する。

（３）将来ビジョン及び脱炭素シナリオの作成

（１）、（２）を踏まえ、脱炭素社会を実現するための具体的な将来ビジョン及び脱炭素シナリオを作成する。

（４）再エネ導入目標の設定

本町の再エネ導入可能性や将来のエネルギー消費量等を踏まえた再エネ導入目標を設定する。

（５）目標達成に向けた具体的な施策の検討

（３）及び（４）で具現化した将来ビジョンや脱炭素シナリオに基づき、再エネ導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討を行う。

（６）進捗管理の指標及び推進体制の検討

施策等の進捗状況のフォローアップのための目標、指標及び推進体制を作成する。なお、進捗状況の確認、フォローアップについては簡易で、効果的なものとすること。

（７）関係者との合意形成

環境審議会等における合意形成を想定しており、会議資料の作成、会への出席・運営補助を行うこと。会議は２回以上を想定している。

（８）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定版（案）作成

諸整理・検討結果等をもとに 、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定版（素案）を作成する。また、環境審議会の意見を反映し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂版（案）としてとりまとめる。

（９）打合せ会議

　　本業務の実施にあたり、初回・中間・完了時の3回の会議を開催すること。また、これ以外に打合せが必要な場合は随時開催すること。

　　なお、会議内において、本町と類似した規模及び特性を有した団体の先進事例等の取り組み内容について提案し、現地視察が必要であると認めた場合には、視察のために必要な各種調整に協力すること。

４．委託期間

　契約締結の日から令和７年１月22日まで

５．成果品

（１）業務報告書（紙媒体２部）

（２）業務報告書及び根拠資料等（電子データ(CD-R等)２式）

（３）その他、環境省補助事業の完了実績報告に関し必要な事項に関するもの

６．実施体制

受託者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理技術者を定めるものとする。

７．業務完了報告

受託者は、本業務の完了後、委託業務完了届を速やかに提出すること。

８．支払条件等

受託者は、委託業務完了届を提出し、業務完了検査に合格した後に、契約金額の支払いを請求することができる。町は請求書受理後に一括して契約金額を支払うものとする。

９．権利関係

（１）本業務における成果物の取扱い

①本業務の実施に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て苓北町に帰属する。

②成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に苓北町に無償で譲渡するものとする。

（２）著作権・知的財産権の使用

①本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

②上記にかかわらず、苓北町がその方法を指定した場合は、この限りでない。

10．個人情報等の保護

（１）受託者は、本業務上知り得た個人情報を、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第217号）等を遵守し、本業務委託が終了した後も同様とする。

（２）受託者は、業務の実施にあたって入手した苓北町の著作物を、苓北町の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

（３）受託者は、プラン等の作成・管理・運営にあたって、情報セキュリティ対策を十分講じ、第三者への情報漏洩を阻止すること。

11．受託者及び業務従事者の責任

受託者及び業務従事者が、業務の実施につき苓北町又は第三者に及ぼした損害（天変地異及びその他受託者の責に帰することができない事由によるものを除く）については、受託者がその責を負う。

12．業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

（３）守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

13．その他

（１）本業務は、環境省「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）」の交付を受け実施するものであり、同補助金交付規程の定めに従い行うものとする。

（２）その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については町と協議し、決定する。

（３）人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、契約費用等、業務の実施のために負担する受注者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

（４）業務の実施にあたっては、苓北町及び各関係機関との連絡調整を十分に図ること。

（５）事業計画等に、重大な変更が生じる場合には、事前に苓北町と協議を行うこと。

（６）不測の事態が発生した場合においては、速やかに苓北町に報告すること。